

女性のための医療保険

ウーマンライフ

woman LIFE

Q & A

Q この保険の特徴は？

A 女性に多い特定のガン、特定疾病を一時金で補償します。例えば乳ガンと診断された場合、一時金として300万円※をお支払いします。
※プレミアムプラン、スマートプランにご加入の場合

Q 終身タイプはありますか？

A ありません。
この保険は、保険期間10年の定期タイプのみのお取扱いとなっております。

Q 何才まで申込みできますか？

A 満20才～満65才までの女性の方がお申し込みいただけます。
また契約年齢にかかわらず一律同じ保険料で加入できます。

Q 医師の診査は必要ですか？

A 必要ありません。
簡単な告知書にご回答いただき、すべて「いいえ」になればご加入いただけます。

Q AIUってどんな保険会社？

A AIUは1946年に日本における営業を開始しました(当時はAIUコーポレーション)。日本における60年以上の実績と海外ネットワークを活かした豊富な経験に基づいて、AIUではお客さまに安心していただけるサービス、さまざまなリスクに応じた保険商品を提供しています。

Q セカンドオピニオンアレンジサービスって？

A 治療中の診断結果・治療方法などに不安を持ち他の医師の意見を求めたい方のために、各専門分野の総合相談医によるセカンドオピニオンを無料で提供するサービスです。(保険の対象となる方のみご利用いただけます。)
他にも、専用ダイヤルでストレス相談等ができる「ハロー健康相談24」がセットされています。(保険の対象となる方とご家族全員がご利用いただけます。)

※本サービスは、AIU保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。
なお、本サービスは今後予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

年齢に関係なく、
保険料は一律！
1か月あたり
834円*
から

*ナイスプラン(年払)でご契約された場合の年間保険料をひと月に換算した場合の保険料です。

女性のための医療保険

ウーマンライフ

woman LIFE

女性特定疾病診断給付金等支払特約セット女性保険

4つのポイント 1

補償内容と無料契約者サービスのご紹介 3

重要事項説明書 5

Q&A 11

弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しています。
このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。保険金の支払条件のほか、この保険の詳細については取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
ご契約に際しては、必ず5ページ以降の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)をお読みください。

取扱代理店

n 株式会社ニッセンライフ
〒604-8223 京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
ニッセン四条新町ビル
URL www.nissen-life.co.jp

引受保険会社

AIU保険会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー
〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp
お問合せ先:03-5819-5876
(受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く/午前9時～午後5時)

引受保険会社

AIU 保険 **AIU** 保険会社
CHARTIS エイアイユー インシュアランス カンパニー

女性のための医療保険 4つのポイント

女性に多い特定のガン・特定疾病に対する備えをまとめた資金でしっかりサポート!

POINT
1

あんしん

例えば、乳ガンのとき、
入院日数に左右されずに

300万円

をお受け取りいただけます。

女性特定ガンと診断されれば一時金で300万円のお支払い*!
入院日数に関係なくまとめた資金の手厚い補償が得られます。

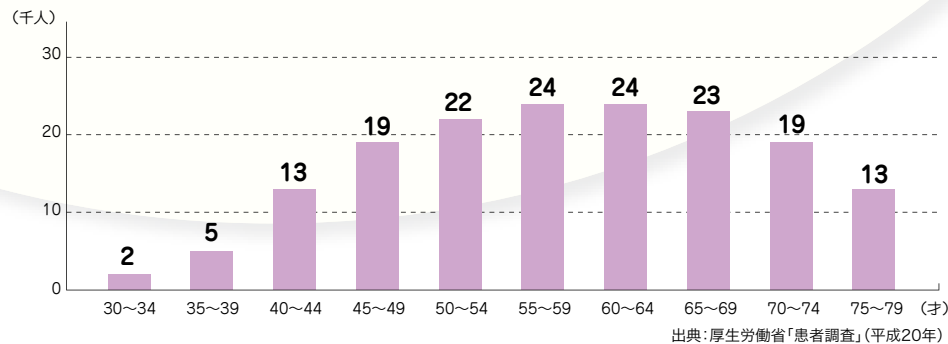
*スマートプラン、プレミアムプランでご加入の場合

ご存知ですか?

他人ごとではない女性特有の病気

たとえば、乳ガンの患者数40代から増えていき、60代を過ぎても大きく減少はしていません。

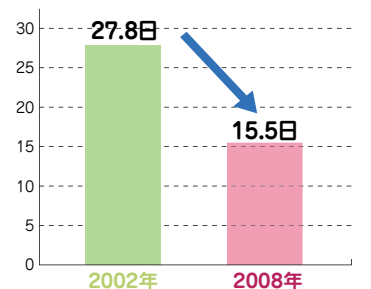
■乳ガンの患者数



治療に関する入院日数は年々減少傾向です。

入院日数が減少している状況では、一日当たりの補償額が決まっている医療保険の受取額も減少してしまいます。

■乳ガンの平均在院日数



一日あたり一万円を受け取ることができる
医療保険に加入していた場合、

6年の間に受取額が約 **12万円減少**
したことになります。

POINT
2

うれしい

財布にやさしい

お手頃な保険料は月当たり834円*から!
女性に必要な安心を無理なくプラスできます。

*ナイスプランでご加入の場合で、年払保険料10,000円をひと月あたりに換算した場合の保険料です。

POINT
3

おどろき

みんな一緒

満20才~満65才までの女性が、
契約年齢*に関わらず一律同じ保険料で加入できます。

*保険期間開始日における被保険者の満年齢をいいます。以下このパンフレット内で同様とします。

POINT
4

やさしい

さらに安心

AIU保険会社の委託先であるティーペック株式会社が
提供する「セカンドオピニオンアレンジサービス」と「ハロー
健康相談24」を無料でセット! 治療方法の相談や、
さまざまなシーンであなたをしっかりサポートします。

詳しい補償内容は、
次ページをご覧ください。



お手持ちの補償に安心をプラス!

保険料年額10,000円(1か月あたり834円)からあなたのニーズで 選べる3つのプラン

お支払いする場合、お支払いできない主な場合の詳細に関しましては、重要事項説明書にてご確認ください。

※1: 乳房・子宮(頸部、体部、その他)・卵巣・女性生殖器(外陰、膣、その他)・胎盤・甲状腺の悪性新生物を指します。
 ※2: 乳房・子宮頸(部)・子宮内膜・女性生殖器(外陰、膣、その他)の上皮内新生物を指します。

ご契約プラン (保険期間/保険料払込期間: 10年間)			保険料が年払のプラン		保険料が月払のプラン	
	補償の対象となる 女性の特定のガン・特定疾病	お支払いする要件	大きな補償を準備されたい方に プレミアムプラン	手頃な保険料で準備されたい方に ナイスプラン	月払でご契約されたい方に スマートプラン	
女性 特定 疾病 診断 給付 金	女性特定ガン診断一時金	乳ガン 子宮ガン 卵巣ガン 甲状腺ガン その他女性特定部位のガン※1	確定診断	300万円	200万円	300万円
	女性特定上皮内新生物 入院手術診断一時金	乳房 子宮 その他女性特定部位の上皮内新生物※2	確定診断+入院+所定の手術	30万円	20万円	30万円
	子宮平滑筋腫 手術診断一時金	子宮筋腫	確定診断+所定の手術	10万円	10万円	10万円
	甲状腺障害 入院手術診断一時金	甲状腺障害	確定診断+入院+所定の手術	30万円	20万円	30万円
女性特定ガン手術医療保険金		乳ガン 子宮ガン 卵巣ガン 甲状腺ガン その他女性特定部位のガン※1	確定診断+所定の手術	所定の手術に応じて 10・20・40万円	所定の手術に応じて 10・20・40万円	所定の手術に応じて 10・20・40万円
ケ ガ	死亡保険金		ケガによる死亡の場合	438万円	232万円	450万円
	後遺障害保険金		ケガによる後遺障害の 程度に応じて	13.14万円~438万円	6.96万円~232万円	13.5万円~450万円
年令にかかわらず一律 契約年令が満20才から満65才までの女性			保険料 プレミアムプランとナイスプランは年払、 スマートプランは月払のみの扱いです。	年払 15,000円	年払 10,000円	月払 1,400円

クレジットカードでも口座振替でもOK。保険料の払込方法が選べます。

「クレジットカード払」をご選択いただくと「口座振替」よりも早くお申込手続きが終了します。
 詳しくは、8ページ重要事項説明書「『その他のご注意事項』5.責任の開始について」にてご確認ください。

ご注意ください!

- 上記の特定のガン・特定疾病以外の病気は補償の対象となりません。
- 「女性特定疾病診断給付金」の各給付金は保険期間を通じて種類ごとに**1回のみのお支払い**となります。したがって、残りの保険期間において同一の給付金は補償の対象とはなりません。その場合、保険期間満了後の継続契約においても補償の対象とはなりません。
- 病気について補償の対象となるのは、「保険期間開始日」からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に発病した場合に限ります。(ケガについては、この適用はありません。)

*「女性特定疾病診断給付金」「保険金の種類」については、10ページ重要事項説明書【別表3】ご契約いただく保険の内容をご参照ください。

女性特定疾病診断給付金等支払特約セット女性保険にセットされている特約

- 女性特定疾病診断給付金等支払特約
- 通信販売に関する特約
- 訴訟の提起に関する特約
- 死亡保険金および後遺障害保険金等の支払特約
- 個人賠償責任補償対象外特約
- 保険料クレジットカード払特約
- 長期保険特約
- 携行品損害補償対象外特約
- (クレジットカードご利用の場合のみ)

補償内容に加え無料の契約者サービスが
 病気と診断されたときの不安や揺れる気持ちをサポートします。

相談
無料

※本サービスは、AIU保険会社がティーベック(株)に委託してご提供します。なお、本サービスの内容は2011年11月1日現在のものであり、今後予告なく中止または内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

セカンドオピニオンアレンジサービス (保険の対象となる方のみご利用いただけます。)

各専門分野の総合相談医※1がお客さまの病症状の相談をお受けします。

※1: ティーベック株式会社の用語定義となります。

セカンドオピニオンアレンジサービスでは、総合相談医によるセカンドオピニオンを受けることができ、総合相談医の判断により、より高度な専門性を求められる場合は病症状に合わせて、専門医をご紹介します。

相談の一例 (乳ガンの女性) 主治医からは化学療法の後、切除手術が提示されている。今の方法が最善なのか、他の治療法もあるのか、より専門性の高い医師に相談したい。

セカンドオピニオンとは 主治医から示されている病名や診断結果・治療方法等に不安や疑問を抱き、他の選択肢も知りたいと思ったときに、主治医以外の医師に意見を求めることです。

ハロー健康相談24 (電話による相談サービス) (保険の対象となる方とご家族がご利用いただけます。)

24時間・365日いつでもつながる安心のホットラインです。

たとえばこのような時にご利用ください。

- 健康相談
- 医療相談
- 介護相談
- 育児相談
- メンタルヘルス相談
- 医療機関情報のご提供

必ずお読みください

「女性特定疾病診断給付金等支払特約」セット女性保険をご契約いただくお客さまへ

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

2010年6月

AIU保険会社

エイチユー・インシュアランスカンパニー

ご契約に関する大切な事項が記載されていますので、必ずお読みいただき大切に保管してください。⚠印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、最終頁にてご確認ください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険の約款またはパンフレットにてご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この商品は「女性特定疾病診断給付金等支払特約」をセットした「女性保険」で、ケガによる死亡や後遺障害を被った場合の保険金、女性の特定の病気に対する給付金あるいは女性の特定のガンに対する手術医療保険金をお支払いする保険です。各補償内容などの詳細につきましては下記「2. 補償の内容」にてご確認ください。

2. 補償の内容

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合を記載しております。詳細につきましては、保険の約款、パンフレットなど（以下、約款などといいます。）にてご確認ください。

(1) 保険金をお支払いする主な場合

お支払いする主な保険金は次のとおりです。

- ①(傷害)死亡保険金
偶然な事故によって被ったケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、保険証券記載の保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険証券記載の保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金を差し引いた残りの額をお支払いします。
- ②(傷害)後遺障害保険金
偶然な事故によって被ったケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、保険証券記載の保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、各保険年度ごとに保険証券記載の保険金額を限度とします。
- ③女性特定疾病診断給付金(女性特定ガン診断一時金、女性特定上皮内新生物入院手術診断一時金、子宮平滑筋腫手術診断一時金、甲状腺障害入院手術診断一時金で構成しています。)
女性の特定ガンおよび上皮内新生物、子宮平滑筋腫、甲状腺障害に該当するものと医師が診断確定した場合で、所定の支払条件を充足したときは、病気の種類に応じた女性特定疾病診断給付金の全額をお支払いします。ただし、「女性特定疾病診断給付金」の各給付金は保険期間を通じて種類ごとに1回のみ支払いとなります。したがいまして、残りの保険期間において同一の給付金は補償の対象とはなりません。その場合、保険期間満了後の継続契約においても補償の対象とはなりません。
- ④女性特定ガン手術医療保険金
女性の特定ガンの治療を目的として保険期間中に手術を受けられた場合で、所定の支払条件を充足したときは、手術の種類に応じて女性特定ガン手術医療保険金をお支払いします。

(注)③④については、保険期間開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に発病した病気がお支払いの対象となります。

- ⚠(2) 保険金をお支払いできない主な場合
次の①～⑯のいずれかに該当する場合には保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
【病気・ケガの場合】
(傷害)死亡保険金・(傷害)後遺障害保険金、女性特定疾病診断給付金および女性特定ガン手術医療保険金に適用される保険金をお支払いできない場合
①保険契約者、被保険者（以下保険の対象となる方をいいます。）または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による場合
②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による場合
③戦争、外国の武力行使、革命、内乱、事変または暴動による場合
④核燃料物質等の放射性、爆発性などの有害な特性による事故の場合
⑤頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛で医学的他覚所見のない場合
【病気の場合】
女性特定疾病診断給付金および女性特定ガン手術医療保険金に適用される保険金をお支払いできない場合
⑥病気の発病の時が保険期間開始日より前の場合
⑦被保険者の先天性異常の場合
⑧被保険者の妊娠または出産。ただし、帝王切開などの異常分娩は除きます。
⑨被保険者の麻薬類、覚せい剤、シンナー等の使用およびアルコール依存、薬物依存、薬物乱用による場合。ただし、治療目的で医師が使用する場合は除きます。
⑩保険期間開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時までに発病した病気
【ケガの場合】
(傷害)死亡保険金・(傷害)後遺障害保険金に適用される保険金をお支払いできない場合
⑪事故の発生が保険期間開始日より前の場合
⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガの場合

- ⑬被保険者の酒酔い運転、無資格運転、麻薬などの影響下の運転に起因するケガの場合
- ⑭被保険者の妊娠、出産、早産または流産によるケガの場合
- ⑮被保険者の脳疾患、病気または心神喪失によるケガの場合
- ⑯被保険者の職業が下表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に被ったケガ

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラーその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ⑰危険なスポーツ等(ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等を行っている間に被ったケガ
- ⑱自動車などの乗用具を用いて競技などをしている間の事故によるケガの場合。ただし、自動車などを用いて、道路を占有しない状態で、道路上で競技などをしている間を除きます。

など、詳しくは保険の約款にてご確認ください。

(注)保険契約のお申込みの際にご記入いただいた告知の内容およびお引受けの条件にかかわらず、保険期間開始前に発病していた病気については、保険金のお支払いの対象とはなりません。正しく告知してご契約いただいた場合であっても、同様です。保険期間開始日前に発病していた病気であっても、その病気に関する医師の治療が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降は、その病気はなかったものとみなします。

3. セットされる特約について

この保険には、次の特約がセットされます。

- 女性特定疾病診断給付金等支払特約
- 死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払特約
- 長期保険特約
- 個人賠償責任補償対象外特約
- 携行品損害補償対象外特約
- 通信販売に関する特約
- 訴訟の提起に関する特約

次の特約は、保険料の払込方式に応じてセットされます。

- 保険料クレジットカード払特約

4. 保険期間

女性保険の保険期間(保険のご契約期間)は10年です。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。また、この保険契約の満了する日より3か月前の日までにご契約者または弊社より書面で別段の意思表示がない場合、この保険契約は同一の内容で自動継続されます。(ただし、女性特定疾病診断給付金のお支払いがあった場合は、お支払いした女性特定疾病診断給付金をお支払いの対象外としての継続となる等、継続前と継続後では異なったご契約内容での継続となる場合があります。また、新たな商品を発売した場合など、継続時に女性保険を取扱っていない場合には、継続前と継続後では異なった普通保険約款となる場合があります。)保険料は、継続時の年齢および保険料率により計算します。継続後の保険期間は継続前の保険期間と同一となります。ただし、継続契約の保険期間開始日時点における被保険者の年齢が満65才を超える場合は、ご継続はいたしません。

なお、満期日の管理とご継続の手続きは、原則保険契約者ご自身で行っていただくこととなりますので、ご了承ください。

5. 引受条件(保険金額など)について

- (1) 保険金額(ご契約の金額)
パンフレットなどに記載の保険金額をご確認ください。
- (2) 保険契約者(被保険者)の年齢について
保険期間開始日における年齢が、満20才～満65才の日本に居住する女性となります。
- (3) その他の引受けに関する条件
①ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同じ種類の補償内容を補償する別の保険契約などをお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご検討ください。(年齢、健康状態、お仕事内容、この保険契約と他の保険契約の保険金額を合算した合計額、その他の理由からご希望のプランのお引受けができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)
②お仕事が次に掲げるいずれかの場合、この保険にはご加入になれません。
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラーその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

6. 保険料

保険料は、ご契約プランによって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書にてご確認ください。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

7. 保険料の払込み

お客さまのご希望にあった保険料の払込手段をお選びください。保険料の払込期間は保険期間と同一となります。なお、保険期間の途中で払込手段を変更することはできません。

8. 満期返れい金および配当金

この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

⚠ 9. 解約時の返還保険料および注意点

- (1) 解約時の返還保険料
ご契約を解約される場合については、未経過期間に対応する保険料を返還します。ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- (2) 解約時の注意点
現在の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約の申込みをご検討されている場合は、一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となりますので、ご契約の際には、ご注意ください。
①返還保険料は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となる場合または発生しない場合がございます。
②『新たにお申込みになる保険契約』については、あらためて告知が必要となり、告知の内容によっては、ご契約いただけない場合があります。
③現在の保険契約の解約、減額を前提とした『新たにお申込みになる保険契約』の場合は、『新たにお申込みになる保険契約』の保険期間の開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
④『新たにお申込みになる保険契約』の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率、予定死亡率など解約、減額される保険契約とは異なること、また年齢が上がることによって、保険料が異なる場合があります。
⑤『新たにお申込みになる保険契約』の保険責任開始より前に被った病気またはケガについては、保険金をお支払いできない場合があります。

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。詳細につきましては、保険の約款またはパンフレットにてご確認ください。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回またはご契約の解除)

通信販売特約がセットされた本契約については、クーリングオフの対象ではありませんのでご注意ください。

⚠ 2. 告知義務および通知事項など

ご契約者(被保険者)には、保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として回答を求めた事項(告知事項)に対し、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。保険契約申込書、健康状態告知書等に「ご署名・ご捺印」をされる前に必ず次の事項をご確認ください。告知書につきましては、取扱代理店または弊社にご提出ください。

- (1) 告知義務
①告知の重要性
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがいまして、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方などが他の方と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご契約時には、弊社に重要な事項を正しく申し出いただく義務(告知義務)があります。保険契約申込書および告知書に記載されていることに間違いがないかどうかご確認ください。
②告知事項
性別、生年月日、職業、同一の危険を補償する他の保険契約などの有無については特にご確認ください。
③告知義務違反と契約解除
告知事項に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。
④同一の危険を補償する他の保険契約などの有無
この告知事項は、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにお尋ねするもので、他の医療保険・ガン保険・傷害保険など(共済を含みます。)をいいます。
⑤契約解除と保険金支払
③の場合で、この保険契約の解除が、保険金を支払うべき病気またはケガを被った後になされた場合であっても保険金をお支払いしません。ただし、③の告げなかった事実または告げた事実と異なることと無関係に被った病気またはケガについては、保険金をお支払いします。
⑥告知すべき方と告知による引受条件
現在の健康状態や過去の病歴など、告知書でお尋ねすることについて、被保険者ご本人がありのままに正しくご記入ください。
⑦保険契約の無効
ご契約の際、この保険契約に関し、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的で、または、第三者に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合には、この保険契約は無効となります。
⑧損害保険募集人
弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しており、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務などの代理業務を行っています。弊社損害保険募集人とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

- (2) 通知事項
ご契約後、保険証券記載の住所または通知先を変更した場合には、遅滞なくその旨をご通知いただく必要があります。

3. 責任開始日

- (1) 口座振替の場合
口座振替の場合、初回保険料払込期日の翌日午前0時に始まりませす。
(2) 保険料クレジットカード払特約を適用する場合
保険料クレジットカード払特約を適用する場合には、クレジットカードの有効性等が確認でき、かつ、弊社が保険契約のお引き受けを承認した日から7日目以降に設定される日の午前0時に始まります。
(注1) 保険期間開始日は、「保険契約承諾のお知らせ」でご案内いたします。
(注2) 女性特定疾病診断給付金および女性特定ガン手術医療保険金のお支払いの対象となる病気の補償開始日は、保険期間開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時となります。

⚠ 4. 保険金をお支払いできない主な場合(免責となる主な場合)

保険金をお支払いできない主な場合については、「契約概要のご説明」の「2. 補償の内容 (2) 保険金をお支払いできない主な場合」にてご確認ください。

5. 保険料の払込猶予期間など

- (1) 初回保険料の払込みについて
初回保険料は、保険証券記載の払込期日に払込みいただけます。初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、ご契約を解除させていただきます。
(2) 第2回目以降の保険料の払込みについて
第2回目以降の保険料は、保険証券記載の払込期日までに払込みいただけます。第2回目以降の保険料について、その払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがなかった場合には、その払込期日の翌日以後に被ったケガまたは発病した病気に対しては、保険金をお支払いできません。
(3) 第2回目以降の保険料の払込みがない場合の保険契約の解除について
保険料の払込方法によって次のとおりとなります。
①保険料の払込方法が年払の場合、払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、払込期日から将来に向かって解除の効力が生じます。
②保険料の払込方法が月払の場合、払込期日までに保険料の払込みがなく、かつ、その払込期日の翌月の払込期日(以下、「次回払込期日」といいます。)までに保険料の払込みがない場合には、次回払込期日から将来に向かって解除の効力が生じます。

⚠ 6. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料につきましては、「契約概要のご説明」の「9. 解約時の返還保険料および注意点」に記載していますのでご確認ください。

7. 保険会社破綻時の取扱い

- (1) 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合などには、保険金の支払いや返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、その金額が削減されることがあります。
(2) 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、返還保険料などは原則として90%まで補償されます。ただし、引受保険会社の経営が破綻した時点で、保険料などの算出の基礎となる予定利率が高い場合には、契約条件により補償割合は90%を下回ることがあります。なお、損害保険会社が破産手続開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

8. 個人情報の取扱いに関するご説明

- (1) 個人情報の利用目的
弊社はこのご契約に関する個人情報を次の目的のため利用します。
①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務
(2) 個人情報の提供
あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。
①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
②ご本人または公共の利益のため必要と考えられる場合
③再保険(再々保険以降の出再を含みます。)のため、再保険を取り扱う他の会社 に提供する場合
④ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
⑤事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合(同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。)
⑥保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者など)に提供する場合
⑦その他法令に根拠がある場合

- (3)個人情報の取扱いに関するお問合せ先
AIU保険会社 お客様情報相談窓口・電話 0120-336-112(通話料無料)
(受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)
弊社の個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL:http://www.aiu.co.jp/)

その他の注意事項

1. お申し込みの際にご注意いただきたいこと

- (1)保険料率の変更
保険期間の途中で保険料率を変更した場合でも、その保険契約の保険料の返還・請求はいたしません。
- (2)新たな保険契約への乗換え
現在の保険契約を解約、減額することを前提に新たな保険契約の申込みをご検討されている場合は、一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となりますので、ご契約の際には、ご注意ください。
- ①解約時の返還保険料は、払込保険料の合計額より少ない金額となる場合または発生しない場合があります。
 - ②『新たにお申込みになる保険契約』については、あらかじめ告知が必要となり、告知の内容によっては、ご契約いただけない場合があります。
 - ③現在の保険契約の解約、減額を前提とした『新たにお申込みになる保険契約』の場合は、『新たにお申込みになる保険契約』の保険期間の開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - ④『新たにお申込みの保険契約』の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率、予定死亡率などが解約、減額される保険契約とは異なること、また、年令が上がることによって、保険料が異なる場合があります。
 - ⑤『新たにお申込みの保険契約』の保険責任開始より前に被った病気またはケガについては、保険金がお支払いできない場合があります。
- (3)ご契約内容の変更
保険期間の途中でご契約プランの変更や保険料払込手段の変更はできませんので、ご注意ください。

2. ご契約後にご注意いただくこと

- (1)保険証券の保管
保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容(承諾書の添付がある場合、その内容を含みます。)、告知書(写し)の内容および添付されている普通保険約款・特約をご確認のうえ、大切に保管ください。万一内容が異なっている点などがありましたら、取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- (2)保険契約者の住所変更についてのご注意
ご契約後、保険契約者または被保険者が住所または通知先を変更した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知いただかない場合には、重要なお知らせやご案内ができませんこととなりますのでご協力ください。
- (3)弊社からのご契約確認
ご契約後、弊社(取扱代理店を含みます。)または弊社の委託を受けた者が、お申込内容や告知内容などについて、ご確認させていただく場合があります。
- (4)重大な理由や原因などによる解除
保険金を受取る目的で事故を生じさせたり、詐欺行為を行うなど、契約を継続することが困難と判断せざるを得なくなった場合は、この契約を解除することがありますのでご注意ください。なお、これらの事由(理由や原因)などが発生した時点から保険金のお支払いができませんのでご注意ください。

3. 事故が起きた場合

- (1)事故の通知
①事故の通知
万一、事故など(保険金・給付金等のお支払い対象となる入院の開始、診断、手術など)が起きた場合には、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡をいただき、その後の手続き方法についてご相談ください。また、事故などにより入院にいたらずに、あるいは診断を受ける間もなく、死亡された場合にも必ずご連絡ください。
- ②通知のない場合
正当な理由がなくご通知がない場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ③事故などの通知をいただくまでの日数
事故などの発生日から30日以内
- ④当初通知をいただく内容
病気・ケガなどの事故の発生原因・発生の状況、病気・ケガなどの程度の詳細あるいは死亡の場合の状況、被保険者に係る病気・ケガに関する事実など
- (2)代理人請求
高度障害状態などの事情により、被保険者が保険金を請求できない場合は、所定の条件を満たす配偶者または親族等の方が被保険者の代理人として保険金の請求を行うことができます。ご契約時には、被保険者の代理人として保険金の請求手続きをされる可能性のあるご親族に、ご契約の存在とこの規定についてお伝えいただきますようお願いいたします。
- (3)請求書類
保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類など次の書類をご提出いただきます。書類につきましては、事故のご連絡をいただいた後に改めて詳しくご案内します。

1. 保険金請求書 2. 保険証券 3. 弊社の定める疾病状況報告書 4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書 5. 被保険者以外の医師の診断書 6. 入院日数を記載した病院などの証明書類 7. 被保険者の印鑑証明書 8. 弊社が被保険者の症状・治療内容などについて医師に照会し説明を求めることについての同意書 9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書 10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合) 11. その他弊社が、(4)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面などにおいて定められたもの
--

保険金を請求する場合には、上記の書類のうち弊社が求めるものを提出していただくかなければなりません。

- (4)保険金支払のために必要な確認事項
弊社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ①保険金の支払事由(理由や原因)発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、病気・ケガ発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ②保険金をお支払いできない理由の有無の確認に必要な事項として、保険金がお支払われない事由(理由や原因)としてこの保険契約において定める事由(理由や原因)に該当する事実の有無
 - ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、病気・ケガの程度、事故とケガとの関係、治療の経過および内容
 - ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由(理由や原因)に該当する事実の有無
- (注)被保険者、保険金を受け取るべき者が弊社の求める書類を提出して保険金請求の手続きを完了した日をいいます。
また、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の方が、その事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金請求の手続きを完了した日をいいます。
- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - ②①の配偶者がいない場合またはその配偶者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③①および②に定める配偶者または親族に保険金を請求できない事情がある場合には、同居または生計をしていない配偶者または3親等以内の親族
- (5)保険金の支払時期
請求完了日(注1)から、その日を含めて30日以内に、病気・ケガの程度、保険金支払対象事故か否か(有無責)などの必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、下記の照会、調査が必要な場合は、請求完了日からその日を含めて各項目に定める日数(注2)を経過する日までに保険金をお支払いすることがありますので、その場合は、別途、お客さまにご案内します。

	照会または調査	日数
①	(4)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
②	(4)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(4)③の事項うち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤	(4)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1)被保険者、保険金を受け取るべき者が(4)の(注)でいう手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします

(注3)弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

なお、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由が無く調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅れるようなことがある場合は、それにより遅延した期間は上記の日数には算入されません。

- (6)保険金の支払
保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と弊社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (7)他の保険契約等がある場合
(傷害)死亡保険金、(傷害)後遺障害保険金、女性特定疾病診断給付金については、他の保険契約にかかわらず、ご契約の保険金額をお支払いします。
- (8)保険金ご請求の期限(時効)
保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。事故がおきた場合には(1)に記載のとおり、30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡をお願いします。契約の満期、終了の場合は保険金の請求漏れがないか、ご確認ください。

4. 給付内容について

- 【女性特定疾病診断給付金】
所定の女性特定疾病に該当するものと医師が診断した場合で、かつ所定の支払要件を充足した場合に、病気の種類に応じて保険証券記載の所定の金額をお支払いする特約です。
- 上記所定の女性特定疾病および支払要件については、後掲の「別表1」をご参照ください。
 - 同一種類(別表1の各号を種類の単位とします。)の特定疾病に対する保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。
 - 保険金をお支払いすべき女性特定疾病を2以上併発された場合には、それぞれの女性特定疾病に対する保険金のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

- 【女性特定ガン手術医療保険金】
女性の特定のガン(別表1の「1.悪性新生物」をいいます。)の治療のために別表2の手術を受けた場合に保険金をお支払いする特約です。
- 手術医療保険金は、次の算式によって算出した額をお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{特定ガン手術医療保険金額} \times \text{手術の種類に応じた【別表2】に記載の給付倍率}$$

- ※**診断給付金および手術医療保険金のお支払いの対象となる病気は、待機期間(保険期間開始日からその日を含めて90日間を待機期間といいます。)終了日の翌日午前0時以降に発病した病気となります。**

- 【(傷害)死亡保険金】
被保険者が保険期間中に事故によってケガを被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、保険証券記載の(傷害)死亡保険金額の全額を被保険者の死亡日における法定相続人にお支払いします。
- ※(傷害)死亡保険金を支払う場合で、その事故が発生した保険年度と同一の保険年度内に生じた事故によるケガにより既に(傷害)後遺障害保険金を支払っているときは、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

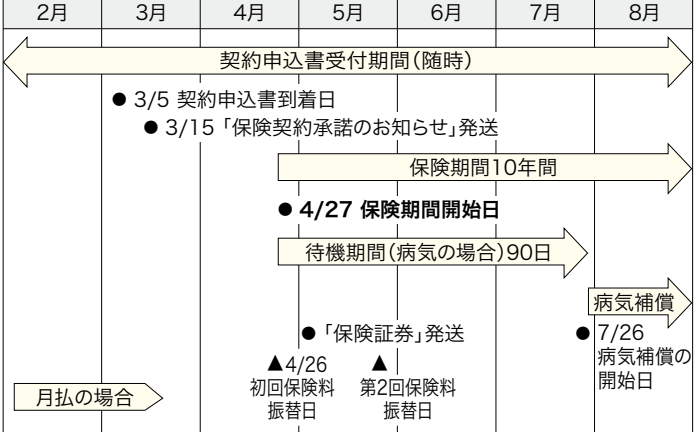
- 【(傷害)後遺障害保険金】
被保険者が保険期間中に事故によってケガを被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、保険証券記載の(傷害)後遺障害保険金額に後遺障害の程度に応じて定める割合(3%～100%)を乗じた額を被保険者にお支払いします。
- ※後遺障害とは身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部に欠損で、かつ、その原因となったケガがなおった後のものをいいます。
- ※お支払いすべき(傷害)後遺障害保険金の額は、各保険年度ごとに、(傷害)後遺障害保険金額が限度となります。

- 保険金のお支払いの対象は、保険期間開始日後に発病した病気または被ったケガを原因とするものです。
保険期間開始日後であっても、保険期間開始日前に発病していた病気または被っていたケガについては、保険金のお支払いの対象とはなりません。
なお、保険期間開始日前に発病していた病気であっても、その病気に関する医師の治療が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に保険金のお支払事由が生じた場合は、保険金のお支払いの対象となります。
- ご契約いただく保険の内容については後掲の「別表3」をご確認ください。
- ご契約に際して医師の診査は必要ありません。簡単な告知のみでご契約いただけます。

5. 責任の開始について

1. 口座振替の場合
(1)申込書受付期間 :毎月5日締め(前月6日～当月5日)
(2)初回保険料振替 :翌月26日(近畿地区の信用金庫は27日)
(3)初回振替保険料 :月払、年払ともに保険料の1回分
(4)初回保険料振替日の翌日の午前0時
(5)待機期間 :病気の場合のみ、保険期間開始日からその日を含めて90日間
(6)支払責任開始日 :病気の場合のみ、待機期間終了日の翌日午前0時
- 預金口座振替をご利用の場合、毎月5日が締切日となり翌月の振替日の翌日が保険期間開始日となります。振替日は毎月26日(近畿地区の信用金庫は27日)ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

3月5日にお申し込み(契約申込書が到着)の場合(例)

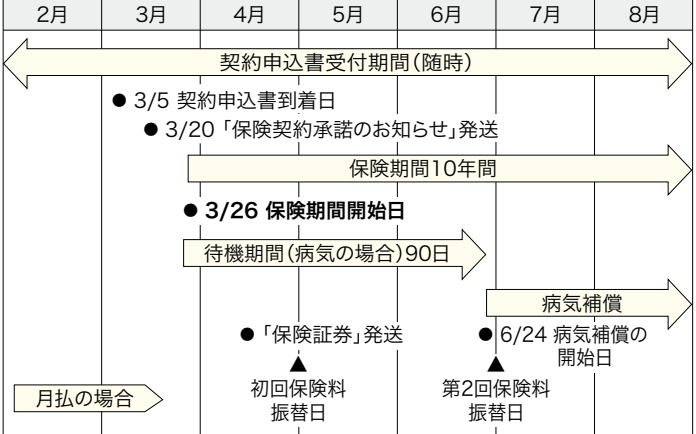


- 毎月5日までに契約申込書が到着しますと、翌月26日(近畿地区の信用金庫は27日)に初回保険料が口座振替されます。(金融機関が休業日の場合には翌営業日)保険期間開始日は、振替日の翌日の午前0時となります。

2. クレジットカード払をご利用の場合

- (1)申込書受付期間 :随時
(2)初回保険料払込 :クレジットカード規約に基づく支払日
(3)初回収納保険料 :年払は保険料の1回分、月払は保険料の2回分
(4)保険期間開始日 :クレジットカードの有効性等が確認でき、かつ、弊社が保険契約の引受を承認した日から7日目以降に設定される日の午前0時
- (5)待機期間 :病気の場合のみ、保険期間開始日からその日を含めて90日間
- (6)支払責任開始日 :病気の場合のみ、待機期間終了日の翌日午前0時
- クレジットカードご利用の場合、契約申込書到着日から約20日後が保険期間開始日となります。正確な保険期間開始日は、「保険契約承諾のお知らせ」でご案内いたします。

3月5日にお申し込み(契約申込書が到着)の場合(例)



- 実際の保険期間開始日は、クレジットカードの有効性等が確認でき、かつ、弊社が保険契約のお引き受けを承認した日から7日目以降に設定される日の午前0時となります。
- 保険料の振替日は、ご契約者がお持ちのクレジットカード規約に基づく振替日となります。振替の内容は、カード会社の明細にてご確認ください。

年払の保険料振替日は、月払の初回保険料振替日となります。

6. 保険契約の自動継続について

保険契約者(被保険者)または弊社のいずれか一方より書面で保険期間満了日の3か月前までに継続しない旨のお申し出がない限り、保険契約が満了する日における補償内容と同一の内容で自動継続されます。(女性特定疾病診断給付金のお支払いがあった場合は、お支払いした女性特定疾病診断給付金をお支払いの対象外としての継続となるなど、継続前と継続後では異なったご契約内容での継続となる場合があります。)ただし、継続日における保険契約者(被保険者)の年令が満65才を超えるときはご継続はいただけません。

7. 生命保険料控除について

本商品は傷害保険に分類されるため、生命保険料控除の対象とはなりません。

【別表1】女性特定疾病診断給付金の対象となる病気

女性特定疾病診断給付金および女性特定ガン手術医療保険金の対象となる病気は、平成17年10月7日総務庁告示第1147号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠(2003年度版)」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
乳房の悪性新生物	C50	病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
外陰部の悪性新生物	C51	
膣の悪性新生物	C52	
子宮頸(部)の悪性新生物	C53	
子宮体部の悪性新生物	C54	
子宮の悪性新生物、部位不明	C55	
卵巣の悪性新生物	C56	
その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	C57	
胎盤の悪性新生物	C58	
甲状腺の悪性新生物	C73	

(注)悪性新生物には、上皮内新生物(基本分類コードD00-D07およびD09)を含みません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
乳房の上皮内癌	D05	次のいずれも充足する場合に限り。①病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定された場合②治療を直接の目的として開始した入院中に、所定の手術を受けた場合
子宮頸	D06	
子宮内膜	D07.0	
外陰部	D07.1	
膣	D07.2	
その他および部位不明の女性生殖器	D07.3	

(注)上皮内新生物の「手術」とは、次のいずれかの手術をいいます。

- 1) 上皮内新生物の開胸術、開腹術
- 2) ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含まない。)
- 3) その他の上皮内新生物手術(ファイバースコープによる手術は除く。)

(注)「子宮頸」の上皮内新生物には、高度異形成を含みます。

3. 子宮平滑筋腫

分類項目	基本分類コード	支払要件
子宮平滑筋腫	D25	次のいずれも充足する場合に限り。①医師により診断確定された場合②治療を直接の目的として別表2に掲げるいずれかの手術を受けた場合

(注)子宮平滑筋腫の「手術」には、検査(生検・剖検など)のための手術は含みません。

4. 甲状腺障害

分類項目	基本分類コード	支払要件
甲状腺障害	E00-E07	次のいずれも充足する場合に限り。①医師により診断確定された場合②治療を直接の目的として開始した入院中に、別表2に掲げるいずれかの手術を受けた場合

(注)甲状腺障害の「手術」には、検査(生検・剖検など)のための手術は含みません。

【別表2】女性特定ガン手術医療保険金の対象手術

分類	基本分類コード	給付倍率
皮膚・乳房の手術	01. 植皮術(25cm ² 未満は除く。)	2
	02. 乳房切断術	2
尿・生殖器の手術	42. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	4
	47. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	2
	48. 卵管・卵巣靱血手術(経腔的操作は除く。)	2
	49. その他の卵管・卵巣手術	1
内分泌器の手術	51. 甲状腺手術	2
悪性新生物の手術	77. 悪性新生物根治手術	4
	78. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	1
	79. その他の悪性新生物手術	2
上記以外の手術	81. 上記以外の開胸術	2
	82. 上記以外の開腹術	1
新生物根治放射線照射	85. 新生物根治放射線照射(5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	1

(注)上表の「手術」とは、医師(保険契約者(被保険者)が医師である場合は、保険契約者(被保険者)以外の医師をいいます。)が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。

(注)上記の「別表2」は、「女性特定疾病診断給付金等支払特約」の「別表2」に定める手術のうち、この保険のお支払いの対象となる主な手術を表示しています。(女性特定疾病診断給付金等支払特約の内容につきましては、「女性保険の約款」にてご確認ください。)

【別表3】ご契約いただく保険の内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
女性特定ガン診断一時金 [女性特定疾病診断給付金](※1) (悪性新生物のとき)	保険期間開始日後かつ待機期間(※2)終了後に以下の女性特定ガンを発病し医師により診断確定された場合 〔女性特定ガン〕 乳房・子宮(頸部・体部・その他)・卵巣・女性生殖器(外陰、膣、その他)・胎盤・甲状腺の悪性新生物を指します。	保険証券記載の女性特定ガン診断一時金の全額 ●保険期間を通じて、1回の支払いに限り。ます。	●次に掲げる事由によって被った病気・ケガ【病気・ケガの場合】 (傷害)死亡保険金・(傷害)後遺障害保険金、女性特定疾病診断給付金および女性特定ガン手術医療保険金に適用される保険金をお支払いできない場合 ①保険契約者、被保険者(以下保険の対象となる方をいいます。)または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による場合 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による場合 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱、事変または暴動による場合 ④核燃料物質等の放射性、爆発性などの有害な特性による事故の場合 ⑤頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛で医学的他覚所見のない場合 【病気の場合】 女性特定疾病診断給付金および女性特定ガン手術医療保険金に適用される保険金をお支払いできない場合 ⑥病気の発病の時が保険期間開始日より前の場合 ⑦被保険者の先天性異常の場合 ⑧被保険者の妊娠または出産。ただし、帝王切開などの異常分娩は除きます。 ⑨被保険者の麻薬類、覚せい剤、シンナー等の使用およびアルコール依存、薬物依存、薬物乱用による場合。ただし、治療目的で医師が使用する場合を除きます。 ⑩保険期間開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時までに発病した病気
女性特定上皮内新生物入院手術診断一時金 [女性特定疾病診断給付金](※1) (上皮内新生物のとき)	保険期間開始日後かつ待機期間(※2)終了後に以下の女性特定上皮内新生物を発病し、医師により診断確定され、かつ治療のために入院中に、所定の手術を受けた場合 〔女性特定上皮内新生物〕 乳房・子宮頸(部)・子宮内膜・女性生殖器(外陰、膣、その他)の上皮内新生物を指します。	保険証券記載の女性特定上皮内新生物入院手術診断一時金の全額 ●保険期間を通じて、1回の支払いに限り。ます。	【ケガの場合】 (傷害)死亡保険金・(傷害)後遺障害保険金に適用される保険金をお支払いできない場合 ①事故の発生が保険期間開始日より前の場合 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガの場合 ③被保険者の酒酔い運転、無資格運転、麻薬などの影響下の運転に起因するケガの場合 ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産によるケガの場合 ⑤被保険者の脳疾患、病気または心神喪失によるケガの場合 ⑥被保険者の職業が5ページ「契約概要のご説明」2.補償の内容(2)保険金をお支払いできない主な場合⑩の表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に被ったケガ ⑦危険なスポーツ等(ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等を行っている間に被ったケガ ⑧自動車などの乗用具を用いて競技などを行っている間の事故によるケガの場合。ただし、自動車などを用いて、道路を占有しない状態で、道路上で競技などを行っている間を除きます。 など、詳しくは保険の約款にてご確認ください。
子宮平滑筋腫手術診断一時金 [女性特定疾病診断給付金](※1) (子宮平滑筋腫のとき)	保険期間開始日後かつ待機期間(※2)終了後に子宮平滑筋腫を発病し医師により診断確定され、かつ治療のために所定の手術を受けた場合	保険証券記載の子宮平滑筋腫手術診断一時金の全額 ●保険期間を通じて、1回の支払いに限り。ます。	
甲状腺障害入院手術診断一時金 [女性特定疾病診断給付金](※1) (甲状腺障害のとき)	保険期間開始日後かつ待機期間(※2)終了後に甲状腺障害を発病し医師により診断確定され、かつ治療のために入院中に、所定の手術を受けた場合	保険証券記載の甲状腺障害入院手術診断一時金の全額 ●保険期間を通じて、1回の支払いに限り。ます。	
女性特定ガン手術医療保険金	保険期間開始日後かつ待機期間(※2)終了後に発病した女性特定ガンの治療のために保険期間中に所定の手術を受けた場合	保険証券記載の女性特定ガン手術医療保険金額に、手術の種類に応じた所定の倍率(同時に2以上の手術を受けた場合そのうち最も高い倍率)を乗じた額	
(傷害)死亡保険金	保険期間開始日後にケガを被りその直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険証券記載の(傷害)死亡・(傷害)後遺障害保険金額の全額。(その事故の発生した保険年度(※3)と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して既に(傷害)後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険金額から既にお支払いした(傷害)後遺障害保険金を差し引いた残りの額をお支払いします。)	
(傷害)後遺障害保険金	保険期間開始日後にケガを被りその直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、保険証券記載の(傷害)死亡・(傷害)後遺障害保険金額の3%~100%。(傷害)死亡保険金と(傷害)後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、(傷害)死亡・(傷害)後遺障害保険金額をもって各保険年度ごとのお支払いの限度となります。)	

(※1)保険金の種類欄の[]内の名称は、約款上の給付金・保険金名称です。

(※2)待機期間:保険期間開始日からその日を含めて90日間を待機期間といいます。

(※3)保険年度:初年度は保険期間開始日から1年間、次年度以降はそれぞれの保険期間開始日応当日から1年間をいいます。

① 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情

○この重要事項説明書または保険証券記載の取扱代理店、または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。

○また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。

② 事故のご報告・保険金のご請求

この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店、または右記AIU事故受付センターまでご連絡ください。

(注)事故以外の各種お問合せは上記 ①へお願いします。

AIU 保険会社 本店

電話 0120-75-7151(通話料無料)*

(受付時間:午前9時~午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)

AIU事故受付専用ダイヤル

電話 0120-01-9016(通話料無料)*

(受付時間:24時間 365日)

③ 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。

詳細は下記ホームページをご覧ください。
ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp>

保険オンブズマン

電話 03-5425-7963

(受付時間:午前9時~12時、午後1時~5時 土・日・祝日・年末年始を除く)

ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。